

改正『対外貿易法』に知的財産権の章が新設される

4月6日、第10回全国人民代表大会常務委員会第8回会議において、改正後の『中華人民共和國対外貿易法』が可決された。新しく改正された対外貿易法には、知的財産権保護に関する章が新設されている。

改正後の対外貿易法は、全文で約9000字、合わせて11章70条からなり、総則、対外貿易経営者、貨物の輸出入及び技術の輸出入、国際サービス貿易、対外貿易に関する知的財産権の保護、対外貿易秩序、対外貿易調査、対外貿易救済、対外貿易促進、法的責任及び附則に分けられている。

改正対外貿易法に新設された「対外貿易に関する知的財産権の保護」の章のうち、第29条、第30条及び第31条は、知的財産権の保護に重点をおいて規定している。知的財産権の保護、知的財産権の権利濫用制限及び内国民待遇の相互主義などの内容について定めている。

今回の改正は、主に現行対外貿易法中の中国の世界貿易機関(WTO)加盟合意及び世界貿易機関(WTO)規則に適合しない内容について改正を行ったものである。また、中国の世界貿易機関(WTO)加盟合意及び世界貿易機関(WTO)規則に基づき、中国が世界貿易機関(WTO)加盟国として有する権利を実現する体制及び手続について新たに規定したものである。改正後の対外貿易法は、2004年7月1日から施行される。

2003年に人民法院は7000件近くの知的財産権事件を受理

2003年の司法統計によれば、全国の人民法院が新たに受理した知的財産権に関する第一審、第二審及び再審事件は9,271件で、前年比で18.86%増加し、結審した事案は8,978件で、前年比25.36%増加したとのことである。

全国の人民法院が受理した第一審の知的財産権に関する民事事件は、年間計6,983件、前年比で12.61%増加した。著作権紛争事件の増加幅は最も大きく、各種知的財産権事件の第一位を占めており、2,493件を受理し、前年比36.68%増加している。商標権紛争事件は926件、前年比で30.98%増加している。特許紛争事件は2,110件、前年比で1.39%増加し、技術上の契約紛争事件は1,105件、前年比16.16%減少しており、植物新品種事件は100件であった。

全国の人民法院で結審した知的財産権に関する第一審事件は6,860件、前年比21.44%増加しており、訴額総計14.94億人民元、結審率は74.28%である。そのうち、2,929件に判決が下され、全体の42.7%を占める。中級人民法院以上の等級の人民法院で結審した事件は、全体の84.76%を占める。結審された涉外事件は94件で、香港関連事件58件、台湾関連事件42件、それらの総数は全事件の3%にも満たない。

このほか、各級人民法院は、特許権無効審判、商標異議申立ての決定、商標権無効審判に関する行政訴訟の第一審として 167 件を受理している。

韓国で不正登録出願された“五糧液”が商標を奪回する

14 箇月にも渡った争奪戦と三度の立証を経て、ブランド価値が 269 億人民元にも達する中国酒の老舗“五糧液”は、韓国で不正商標登録出願された事案で、最終的な勝利を収めた。“五糧液”は、自己の有する商標登録を受ける権利を取り戻し、それに伴って、中国語の標章と中国語ローマ字発音表記をあわせて、韓国商標総局に商標登録出願を提出した。情報筋によれば、これは中国の白酒製造業者の多国間商標紛争における初の勝利である。

2003 年 2 月 14 日、“五糧液”ブランドの代理機関である四川超凡商標事務所は、某韓国人が“五糧液”の中国語ローマ字発音表記“WULIANGYE”を韓国で商標登録出願していたことを発見した。韓国商標法の定めるところによれば、一旦商標登録出願が正式に受理され、公告に付されたら、異議申立期間は 1 箇月のみである。“WULIANGYE”商標が掲載された公告の発行年月日は 1 月 23 日であった。残された 8 日しかない時間で、“五糧液”は、各種の異議申立ての証拠書類を用意し、それらを翻訳して提出しなければならないのである。

2 月 19 日、“五糧液”は、韓国商標総局に異議申立てを提出し、あわせて、“五糧液”が国際的に著名な商標及びブランドとして先使用された証拠を提出した。“五糧液”は、登録出願人の行為が不正登録にあたり、需要者に誤認、混同させようとしたものであることを強く証明したが、韓国側は、そもそも“五糧液”は韓国では著名ではないので、自己の登録により誤認、混同を惹き起こすことはないと弁明した。

第二回目の答弁において、韓国の登録出願人は、“五糧液”の代理機関と自ら接触をとり、他の手段、例えば専用使用権設定の許諾等による“五糧液”の商標紛争事件の非公式な解決を希望する意思を申し出た。代理人側は、登録出願人の和解の申し出を断固として拒否し、当該韓国の登録出願人に対して全面的な調査を開始した。

“五糧液”側が拒否の態度を表明した直後、韓国側からの第三回目の弁明資料が直ちに韓国商標総局に提出された。このとき、韓国方面に依頼していた調査の結果が早くも報告されてきた。当該韓国の登録出願人は、“WULIANGYE”を商標として登録出願したのみにとどまらず、以前から他にも“紅星二鍋頭”や“湖南酒鬼酒”等を不正登録していたのである。これはある側面から、当該韓国の登録出願人の登録しようとする動機を反映しているといえよう。韓国商標総局の終局的な異議申立ての決定により、当該韓国の登録出願人の商標登録出願は拒絶された。今年の 4 月 2 日、韓国当局が決定通知書を“五糧液”側に送達したことで、14 箇月にも渡った商標争奪戦は遂に決着をみるに至った。

“五糧液”側は、記者らに対し、今回は 3 万人民元余を支出して自社ブランドを保護したが、著名企業が、商標の保護について払わなければならなかった努力は相当に困難なものであった、と表明している。どのような輸出企業にと

っても、商標登録と保護は、ブランドを確立するのに必要な手段とすべきであろう。

知的財産権侵害の疑いで、税関は

2,200 対の偽ブランド運動靴を差押える

最近、北京税関は、知的財産権を侵害する疑いのある運動靴を差押えた。北京税関は、ある運輸代理有限責任会社が代理して通関申告をしたロシアに輸出する貨物を検査していたときに、未申告の「Nike」(耐克)を模倣した運動靴 1,536 対、「Reebok」(銳步)を模倣した運動靴 256 対、「adidas」(阿迪達斯)を模倣した運動靴 408 対を差押えた。これらは、合わせて 2,200 対に上り、総額約 4 万人民元に相当する。北京税関は、新『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の定めるところにより、当該権利侵害貨物を差押え、同時に調査を開始した。

本件は、今年 3 月 1 日から新条例が施行されて以来、北京税関が摘発した初の知的財産権侵害事件である。2004 年で今に至るまで、北京税関が差押えた知的財産権を侵害する疑いのある貨物は計 7 件、総額約 7,050 米ドルに相当する。そのうち、著作権侵害が疑われる事件は計 5 件、海賊版と疑われる CR-ROM は計 2,002 枚である。商標権侵害事件は 2 件で、主に「Nike」(耐克)、「Reebok」(銳步)、「adidas」(阿迪達ス)の三つの著名ブランドに集中する運動靴 2,740 対が差押えられている。7 件のうちの 5 件は、速達便による輸出であり、1 件は航空便、もう 1 件は鉄道貨物運輸によるものである。権利侵害事件は、全て輸出の段階で発生したものである。